

●建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料一覧

令和3年4月1日 施行

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）		申請 単位
			新規計画	変更計画	
特定建築物 （非住宅部分であ って、工場等の用途 に供する部分を除 いた部分）※ （区分単位：㎡）	～ 300 以内	標準入力法・主要室入力法	246,000	124,000	件
		モデル建物法	94,000	48,000	
	300 超 ～ 1,000 以内	標準入力法・主要室入力法	309,000	156,000	
		モデル建物法	120,000	61,000	
	1,000 超 ～ 2,000 以内	標準入力法・主要室入力法	399,000	202,000	
		モデル建物法	158,000	82,000	
	2,000 超 ～ 5,000 以内	標準入力法・主要室入力法	569,000	293,000	
		モデル建物法	256,000	136,000	
	5,000 超 ～ 10,000 以内	標準入力法・主要室入力法	701,000	364,000	
		モデル建物法	334,000	181,000	
	10,000 超 ～ 25,000 以内	標準入力法・主要室入力法	829,000	432,000	
		モデル建物法	402,000	218,000	
	25,000 超 ～	標準入力法・主要室入力法	946,000	494,000	
		モデル建物法	471,000	257,000	
特定建築物 （工場等の用途に 供する部分）※ （区分単位：㎡）	～ 300 以内	標準入力法	20,000	11,000	件
	300 超 ～ 1,000 以内	・	28,000	16,000	
	1,000 超 ～ 2,000 以内	・	40,000	23,000	
	2,000 超 ～ 5,000 以内	主要室入力法	103,000	60,000	
	5,000 超 ～ 10,000 以内	・	155,000	91,000	
	10,000 超 ～ 25,000 以内	モデル建物法	193,000	113,000	
	25,000 超 ～	・	239,000	141,000	
特定建築物 （認定建築物エネ ルギー消費性能向 上計画に記載され た他の建築物の非 住宅部分）※ （区分単位：㎡）	～ 300 以内	標準入力法	10,000	6,000	件
	300 超 ～ 1,000 以内	・	17,000	10,000	
	1,000 超 ～ 2,000 以内	・	29,000	17,000	
	2,000 超 ～ 5,000 以内	主要室入力法	87,000	52,000	
	5,000 超 ～ 10,000 以内	・	137,000	82,000	
	10,000 超 ～ 25,000 以内	モデル建物法	174,000	104,000	
	25,000 超 ～	・	217,000	130,000	

※「工場等以外」と「工場」の複合用途の場合は、各々の床面積で算出した金額の合計金額とする。（ただし、当該合計金額が、全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額とする。）

●建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微変更該当証明書交付手数料一覧 令和3年4月1日 施行

申請の区分		評価方法	手数料の額（単位：円）	申請 単位
特定建築物 （非住宅部分であ って、工場等の用途 に供する部分を除 いた部分）※ （区分単位：㎡）	～ 300 以内	標準入力法・主要室入力法	62,000	件
		モデル建物法	24,000	
	300 超 ～ 1,000 以内	標準入力法・主要室入力法	78,000	
		モデル建物法	30,000	
	1,000 超 ～ 2,000 以内	標準入力法・主要室入力法	101,000	
		モデル建物法	41,000	
	2,000 超 ～ 5,000 以内	標準入力法・主要室入力法	146,000	
		モデル建物法	68,000	
	5,000 超 ～ 10,000 以内	標準入力法・主要室入力法	182,000	
		モデル建物法	90,000	
	10,000 超 ～ 25,000 以内	標準入力法・主要室入力法	216,000	
		モデル建物法	109,000	
	25,000 超 ～	標準入力法・主要室入力法	247,000	
		モデル建物法	128,000	
特定建築物 （工場等の用途に 供する部分）※ （区分単位：㎡）	～ 300 以内	標準入力法	5,000	件
	300 超 ～ 1,000 以内	・	8,000	
	1,000 超 ～ 2,000 以内	・	11,000	
	2,000 超 ～ 5,000 以内	主要室入力法	30,000	
	5,000 超 ～ 10,000 以内	・	45,000	
	10,000 超 ～ 25,000 以内	モデル建物法	56,000	
	25,000 超 ～	・	70,000	

※「工場等以外」と「工場」の複合用途の場合は、各々の床面積で算出した金額の合計金額とする。（ただし、当該合計金額が、全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額とする。）